

# 海外旅行保険のご説明

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合							
傷	死亡	被保険者（保険の対象となる方）が、海外旅行中の偶然な事故によるケガがもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、死亡・後遺障害保険金額の全部を被保険者の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定した場合には、指定された方に支払います。（死亡保険金受取人を指定した場合の取扱いは疾病死亡の場合も同様となります。） ① 傷害死亡保険金と後遺障害保険金は重ねてお支払いしますが、お支払いする保険金の総額は、死亡・後遺障害保険金額を保障期間中（保険のご契約期間中）の限度とします。		たとえば、 ● 保険契約者、被保険者の故意 ● 保険金受取人の故意 ● 戦争、その他変乱（注） ● 放射線照射、放射能汚染* ● 無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転 ● けんかや自殺、犯罪行為を行ったこと ● 脳疾患、心臓発作、妊娠、出産、産産によるケガ ● 他覚症状のないむちうち症、腰痛 ● 旅行開始前、終了後に発生したケガ ② 戦争危険等免責に関する一部特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。						
	死別	被保険者への加害を目的とした第三者の作による海外旅行中のケガがもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、支払った死亡保険金に死亡特別保険金割合（100%）を乗じた額を支払います。								
害	後遺障害	被保険者に、海外旅行中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3~100%を支払います。								
	治療費用	被保険者が、海外旅行中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けた場合 ① 海外旅行開始後に発病した病気でも旅行終了の72時間後までに医師の治療を受けられた場合。（ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り。） ② 海外旅行中に感染した特定の伝染病 <sup>(注1)</sup> がもとで、旅行終了の30日後までに医師の治療を受けられた場合。 ③ コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症症呼吸器感染症（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コングリョウイルス症、デング熱、頸口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓炎性出血、ハンタウイルス感染症、高熱間熱、インフルエンザ、コウリウシ感染症、赤痢、2次腸性感染、腫子ス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。	1回のケガ、病気につき次の費用のうち実際の支出額で弊社が妥当と認めた金額を支払います。ただし、ケガの場合は事故の日、病気の場合は初発の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り。また、お支払いする保険金は、ケガの場合は傷害治療費用保険金額、病気の場合は疾病治療費用保険金額を限度とします。 ① 医師、病院に支払った診療・入院関係費用。（緊急送付費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などを含む。） ② 治療により必要になった通院入院費用、交通費。 ③ 療手、看護の修費費。（ケガの場合のみ対象となります。） ④ 入院のために必要となった a. 国際電話料等通信費、b. のり込み戻り金。ただし、1回のケガ、病気につき、b については5万円、a と b 合計で20万円を限度とします。 ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。（払戻金額や負担を予めしていた金額は差し控えます。） ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦ 法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。	上記*印に加え、たとえば、 ● けんかや犯罪行為を行うこと ● 他覚症状のないむちうち症、腰痛 ● 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 ● 歯科疾病 ● 旅行開始前に発病した病気（既往症） ● 旅行終了後72時間以上経過後に発病した病気						
疾病治療費用	疾病治療費用	被保険者が、海外旅行中に ① 事故によるケガがもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または3日以上続けた場合に入院した場合。 ② 病気により死亡された場合。 ③ 発病した病気により、旅行終了後30日以内に死亡された場合、または、3日以上続けた入院された場合。 <sup>(注)</sup> ④ 搭乗・乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤ 事故により死が確認できない場合（無事と確認出来た後に発生した費用は対象になりません。）、または、事故により緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関より確認された場合。 ⑥ 旅行中に医師の治療を開始した場合に限り。	保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した次の費用を支払います。なお、お支払いする保険金は、救済費用等保険金額をもって保障期間中の限度とします。 ① 運送救助費用。 ② 救済者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③ 救済者のホテルなど宿泊施設の寄附費。（救済者1名につき14日分まで。） ④ 救済者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤ 現地からの移送費用。（傷害治療費用または疾病治療費用で保険金をお支払いするべき場合は、その金額は差し引くものとします。） ⑥ 遺体処理費用。（100万円まで。） 上記②から④の費用は以下が限度となります。また、3日から6日までの入院の場合、⑤の移送費用は支払われません。 <table border="1" data-bbox="514 685 953 734"> <tr> <td>3日から6日までの入院の場合</td> <td>②の交通費、③の客室料</td> <td>④の諸雑費等</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>救済者1名分 救済者3名分</td> <td>6万円 20万円</td> </tr> </table>	3日から6日までの入院の場合	②の交通費、③の客室料	④の諸雑費等	上記以外の場合	救済者1名分 救済者3名分	6万円 20万円	上記*印に加え、たとえば、 ● けんかや犯罪行為を行うこと ● 他覚症状のないむちうち症、腰痛 ● 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気による入院 ● 歯科疾病による入院 ● 無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院
	3日から6日までの入院の場合	②の交通費、③の客室料	④の諸雑費等							
上記以外の場合	救済者1名分 救済者3名分	6万円 20万円								
救済者費用	救済者費用	被保険者が、海外旅行中に ① 事故によるケガがもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または3日以上続けた場合に入院した場合。 ② 病気により死亡された場合。 ③ 発病した病気により、旅行終了後30日以内に死亡された場合、または、3日以上続けた入院された場合。 <sup>(注)</sup> ④ 搭乗・乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤ 事故により死が確認できない場合（無事と確認出来た後に発生した費用は対象になりません。）、または、事故により緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関より確認された場合。 ⑥ 旅行中に医師の治療を開始した場合に限り。	保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した次の費用を支払います。なお、お支払いする保険金は、救済費用等保険金額をもって保障期間中の限度とします。 ① 運送救助費用。 ② 救済者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③ 救済者のホテルなど宿泊施設の寄附費。（救済者1名につき14日分まで。） ④ 救済者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤ 現地からの移送費用。（傷害治療費用または疾病治療費用で保険金をお支払いするべき場合は、その金額は差し引くものとします。） ⑥ 遺体処理費用。（100万円まで。） 上記②から④の費用は以下が限度となります。また、3日から6日までの入院の場合、⑤の移送費用は支払われません。 <table border="1" data-bbox="514 685 953 734"> <tr> <td>3日から6日までの入院の場合</td> <td>②の交通費、③の客室料</td> <td>④の諸雑費等</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>救済者1名分 救済者3名分</td> <td>6万円 20万円</td> </tr> </table>	3日から6日までの入院の場合	②の交通費、③の客室料	④の諸雑費等	上記以外の場合	救済者1名分 救済者3名分	6万円 20万円	上記*印に加え、たとえば、 ● けんかや犯罪行為を行うこと ● 他覚症状のないむちうち症、腰痛 ● 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気による入院 ● 歯科疾病による入院 ● 無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院
	3日から6日までの入院の場合	②の交通費、③の客室料	④の諸雑費等							
上記以外の場合	救済者1名分 救済者3名分	6万円 20万円								
治療・救済費用	治療・救済費用	傷害治療費用、疾病治療費用、または救済者費用のいずれかが支払われる場合、これらに保険金の支払いに加えて、支払われるべき金額の合計額を支払います。お支払いは、1回のケガ、病気、事故につき1回限り。		それぞれ傷害治療費用、疾病治療費用、救済者費用に同じ。						
	疾病死亡	次のいずれかの場合に、疾病死亡保険金額の全部を被保険者の法定相続人に支払います。被保険者が、 ① 海外旅行中に病気により死亡した場合。 ② 海外旅行開始後に発病した病気でも旅行終了の72時間後までに医師の治療を受け、30日後までに死亡された場合。（ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り。） ③ 海外旅行中に感染した特定の伝染病（疾病治療費用の場合も同じ）により、旅行終了の30日後までに死亡された場合。		上記*印に加え、たとえば、 ● けんかや犯罪行為を行うこと ● 他覚症状のないむちうち症、腰痛 ● 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 ● 歯科疾病 ● 旅行終了後72時間以上経過後に発病した病気						
賠償責任	賠償責任	被保険者が、海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のもの <sup>(注1)</sup> を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金を支払います。 <sup>(注2)</sup> ① 訴訟費用、損害防止経費減免費、緊急処置費用等も支払います。 ② ①に旅行者または契約者または被保険者が直接借出した旅行用品・生活用品、ホテルの客室、客室内の動産（セイフティボックスおよび客室のキーを含む）、居住施設内の部屋・部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除く）を含みます。 ③ ②: 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社に相談ください。		上記*印に加え、たとえば、 ● 職務遂行に関する（住者上の）賠償責任 ● 航空機、船舶、車両、銃器（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用のスノーモービルを除く）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ● 受託品に関する賠償責任 ● 親族に対する賠償責任						
	携行品書	海外旅行中に、携行品（カメラ、カバン、衣類等） <sup>(注1)</sup> が盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を受けた場合に、携行品1つ（1点、1対）あたり10万円（乗車券等は合計5万円）を限度とし、損害額 <sup>(注2)</sup> を支払います。お支払いする保険金は、携行品損害賠償金額をもって保障期間中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不慮による損害については、30万円を保障期間中の限度とします。 ① 携行品とは、被保険者が所持かつ携行中の身の回り品をいい、現金・小切手・クレジットカード・定期券・コンタクトレンズ・各種書類・スーツケース・スキーボード（ダイビング等の運動を行うための用具等を含みます。）、また、居住施設内（一戸建て住宅の場合はその敷地内）のもの、別送品を除きます。 ② ①: 修理費、または購入費から減価償却した時間価値のいずれか低い方をいし、運搬免許証については再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用（現地で負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含む）をいいます。		上記*印に加え、たとえば、 ● 無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転 ● 携行品のみのまたは自然の消耗、おび、変色、虫食い ● 携行品の置き忘れまたは紛失 ● 山岳登山、ハンングライダーなどを行っている間に生じた用具の損害 ● 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ● 空押入、破壊等の権力の行使（火災消火・避難処置、差し押入）						
入院一時金	入院一時金	治療・救済費用保険金がお支払われる場合で、その原因となったケガ、病気により被保険者が2日以上続けて入院した場合に、入院一時金額を支払います。（1回のケガ、病気につき1回限り） ① 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、ケガ、病気の内容および入院日数のわかる証明書類をお持ち帰りください。								
	航空機寄託手荷物	被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を委託した手荷物、目的地に運搬されなかった場合に、10万円を限度として、被保険者が目的地にて支払った①の収入損失額（下着、寝間着など必要不可欠な衣類） <sup>(注1)</sup> と生活必需品購入費②(左記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費を支払います。) ① 目的地への到着後、96時間以内に負担した費用に限り。また、保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。		上記*印に加え、たとえば、 ● 保険契約者、被保険者の重過失または法令違反 ● 地震、噴火またはこれらによる津波						
航空機遅延	航空機遅延	次のいずれかの場合に、被保険者が支出した費用 <sup>(注1)</sup> を、2万円を限度に支払います。 ① 搭乗予定航空機が6時間以上出発遅延、欠航もしくは遅滞または搭乗予約受付業務のかしにより搭乗までに6時間以上に代替機を利用できないとき ② 搭乗予定航空機の遅延等によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき（費用の範囲 <sup>(注2)</sup> ） ③ ①、②: 国際電話料等通信費、食料、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料等通信費、目的地における旅行サービスの取消料等 ④ ①: 上記①は出発地、②は乗継地において負担した費用に限り。また、 ⑤ ②: 当社が社会通念上妥当と認めた通常の額とします。 ⑥ ③: 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。								

- ご加入にあたって**
- 家族やご夫婦で旅行される場合は全員を「保険証券（または保険契約証）」でお引受けする「家族旅行プラン」がございますので、弊社代理店へお申し込みは弊社にてさせていただきます。
  - 保障期間（保険のご契約期間）は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせ設定してください。（なお、保障期間中であっても住居に帰着した時点で保障は終了します。）
  - 保障期間が6ヶ月を超えるご契約については、次の事項についてあらかじめご了承ください。
    - ① パスポート等をご提示いただく場合があります。
    - ② 帰国予定が延びたことを理由とする保障期間延長のお申し出はお引受けできません。
  - 次のような方を被保険者とする保険契約はお引受けできません。
    - ① 既に海外に滞在されている方。
    - ② 帰国予定のない方や海外に永住される方。
    - ③ 万一、このような保険契約が締結されても、保険金は支払われません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
  - 次のような場合には、あらかじめ前記の保険保持をお支払いいただけないと、お受け取りになる保険金が削減される場合がありますので、あらかじめご了承ください。その旨をお申し出ください。
    - ① 旅行先で危険な職業（たとえば、建設・土木工事）などに従事する場合。
    - ② 旅行先でピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダーなど特に危険なスポーツをされる場合。
  - 上表の治療・救済費用、傷害治療費用、疾病治療費用は、次の①②の費用がお支払いの対象となり、③はお支払いの対象となりません。
    - ① 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用。
    - ② 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用。
    - ③ 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払われなかったり、被保険者が直接支払ったことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払ったことが必要とされない部分。
  - 保障料領収証について：保険料お支払いの際は、弊社所定の保障料領収証を発行することとなりますので、ご確認ください。
  - 保障証券（または保険契約証）について：保障証券（または保険契約証）が、旅行出発前にとどかないときは、お手数ながら弊社へご照会ください。ご照会に際しましては、領収証番号・保険の種類・保障期間および取扱代理店名・扱者名をご連絡願います。
  - 保険会社が経営破綻した場合等について：引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金の支払いは一定期間凍結されたり、金額が削減される場合があります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害賠償責任保護機能」の補償対象となり、保険金、返戻金も原則として30%まで補償されます。
- もし事故が起きたときは**
- 事故の通知事故の日時、場所、被害者名、事故状況、保険証券番号などをすみやかに原則のクレームエージェント（事故処理会社）、責任の取扱代理店へお申し出ください。
  - 賠償請求の事故・損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。